



東光有限責任監査法人

Toko LLC

TOKOニュースレター

Vol. 186/2026年6月号

発行日：2026年6月15日

5月の大型連休中、政府・日銀は4~5兆円規模の為替介入に踏み切ったとの報道があり、一時160円台後半まで進んでいたドル円相場は155円台まで戻しました。しかし、その後も円高への流れは続いていません。介入があったにもかかわらず、中東情勢の構造によりなお、円安基調は継続しています。2026年2月末に米国・イスラエルがイランを攻撃して以降、世界経済の不確実性は一気に高まりました。地政学リスクが高まると、世界の投資家は株や新興国通貨といったリスク資産を売り、安全資産の代表格である米ドルへ資金を移す動きが一斉に起きます。いわゆる「リスクオフのドル買い」です。さらに今回は、原油高によって米国内でインフレが再燃する懸念も浮上しており、FRBの利下げ期待が後退したことでドルの魅力が一段と高まっています。こうした状況を変えるには円安を押しとどめるには為替介入だけでは限界があるのが実情です。

コスト上昇は燃料・原材料・物流と多岐にわたり、川上から川下へ時間をかけて波及していきます。価格転嫁が相対的に遅れやすい中小企業にとっては、当面の採算悪化が避けにくい状況です。

最新情報（2026年5月1日～2026年5月31日）

1. 業種別委員会

該当なし

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

該当なし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当なし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 5月29日	お知らせ	監査契約書（独立行政法人、国立大学法人等、地方独	2026年3月18日付けの法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正等を踏まえて、以下の監査契約書の様式を更新しましたので、お知らせいたしま	—

		立行政法人) 様式の更新について	す。 1. 独立行政法人 2. 国立大学法人等 3. 地方独立行政法人	
2026年 5月29日	お知らせ	監査契約書(非営利法人関係) 様式の更新について	2026年3月18日付けの法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」の改正等を踏まえて、以下の監査契約書の様式を更新しましたので、お知らせいたします。 1. 学校法人 2. 公益社団法人・公益財団法人 3. 一般社団法人・一般財団法人 4. 社会福祉法人 5. 医療法人 6. 消費生活協同組合 7. 農業協同組合 8. 水産業協同組合	—

5. IT 関係 (テクノロジー委員会)

該当なし

6. その他 (会計制度委員会等)

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2026年 5月22日	意見	「コーポレートガバナンス・コード ～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～ (改訂案)」に対する意見について	2026年4月10日に金融庁及び東京証券取引所から、「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～ (改訂案)」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本改訂案に対する意見を取りまとめ、2026年5月15日付けで提出しましたのでお知らせいたします。	—
2026年 5月22日	意見	「会社法制 (株式・株主総会等関係) の見直しに関する中間試案」に対する意見について	2026年4月2日に法制審議会 会社法制 (株式・株主総会等関係) 部会から、会社法制の見直しに関する中間試案が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2026年5月22日付けで提出いたしましたのでお	—

		て	知らせいたします。	
2026年 5月27日	意見	サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」並びに品質管理基準報告書第1号「事務所における品質管理」及び品質管理基準報告書第2号「業務に係る審査」の解説の配信	2026年3月18日付けで公表しましたサステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」並びに品質管理基準報告書第1号「事務所における品質管理」及び品質管理基準報告書第2号「業務に係る審査」に関する解説を配信いたします。是非ご視聴ください。	—
2026年 5月28日	お知らせ	2026年3月IAASBボード会議及び2026年5月ボードコールの概要説明動画の配信	国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board : IAASB)の活動をご紹介するため、2026年3月16日～19日に開催されたIAASBボード会議及び2026年5月6日に開催されたIAASBボードコールの概要説明動画を作成いたしました。 IAASBで審議されているプロジェクトのポイントを10分程度にまとめて説明しておりますので、ぜひご覧ください。	
2026年 5月29日	お知らせ	監査契約書（会社法監査・金融商品取引法監査）及び任意監査契約書の様式の更新について	法規・制度委員会研究報告第1号「監査及びレビュー等の契約書の作成例」を2026年3月18日付けで改正したことに伴い、以下の監査契約書（会社法監査・金融商品取引法監査）及び任意監査契約書の様式を更新しましたので、お知らせいたします。	—

II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

2026年4月1日の改正女性活躍推進法の施行により、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の企業において、新たに「男女間賃金差異」と「女性管理職比率」の公表が義務化されました。これまで301人以上の企業が対象でしたが、今回の改正で対象が一気に広がり、多くの中堅企業にとって今年が「初めての公表」となります。3月決算の企業は6月末が公表期限であり、対応を急ぐ必要があります。

実務上、特に注意が必要な点が二つあります。

一つは賃金の範囲です。算出に含める賃金は、給与・手当・賞与など使用者が労働者に支払うすべてが対象となります。ただし退職手当と通勤手当については、除外して計算することも認められています。賞与を算入し忘れたり、逆に除外できる手当を含めたままにしたりするケースが起きやすいため、集計前に対象範囲を改めて確認することが重要です。

もう一つは管理職の定義です。管理職は一般的に課長級以上を指しますが、課長級とは組織が2係以上から成るか、構成員が10人以上の部署の長などが該当します。社内の職制と厚労省の定義が一致しているかを、人事部門と経理部門が連携して確認しておく必要があります。

なお、数値だけでは伝わりにくい自社の実情については、公表時の「説明欄」を活用して補足情報を添えることが推奨されています。格差の背景や今後の改善方針を合わせて示すことが、対外的な信頼にもつながります。

今年が初回となる企業は、次回以降の公表を見据えた「型づくり」を今から始めておくことをお勧めします。具体的には、賞与の算入有無や通勤手当の扱いといった算出ルールを今期中に確定させ、毎月の給与締日などに人員数を記録しておく習慣をつけることで、期末の集計作業が格段にスムーズになります。また、数値が独り歩きしないよう、格差の背景や採用方針などを経営層と早めに共有し、公表前に説明の言葉を整えておくこと安心です。

以上

【発行元】

東光有限責任監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703